

# 公共建築の設計者選定におけるプロポーザル方式の透明性と公正性について

Transparency and fairness of proposal method in selecting designers of public buildings

高知工科大学 1210144 平塚大貴 教授 島弘

公共建築、設計者選定、プロポーザル方式

## 1. はじめに

公共建築は、税金によって造られるため、市民の共通財産であり、文化的で芸術的な存在であるだけでなく、機能的な建物でなければならない。また、公共建築をつくるための、第一歩である設計者選定がどのように行われるかは、その後の結果に大きな影響を与えかねない。そこで、設計者選定にあたって優れた人材を選ぶことが重要であると考えられている。国土交通省は設計入札に代わる方法として、プロポーザル方式を推奨している。しかし、このプロポーザル方式での選定では、透明性、公正性に欠ける事例が問題視されている。そこで、本研究ではプロポーザル方式の現状を把握、分析することで透明性、公正性に欠ける事例の特徴をとらえ、より透明性、公正性に優れたプロポーザル方式の方法を提案することを目的とする。

## 2. 研究方法

都道府県、市町村などで行われたプロポーザル方式での設計者選定事例を Web で収集を行う。また、考察は文献の収集、既往の研究等をもとに行う。

## 3. 調査および分析結果

### 3.1 委員会構成と配点、評価点の関係

表 1 では、A~P の各事例の委員会構成や配点、評価点の公表(非公表)、ヒアリング(住民参加)の公開(非公開)をまとめた。この表 1 の A. E. I. L は行政職員のみでの委員会構成となっている(\*オブザーバー:意見聴取のみ行い採点等には関わらない者)。そして、E は配点及び評価点が非公表になっており、I は評価点が非公表となっていた。また、E と L は、副村長や副町長が委員長を務めていた。

### 3.2 委員会構成とヒアリング実施の関係

委員会構成とヒアリングの実施内容を比較する(ヒアリング内容が不明なものは除く)。ここでは 3.1 で公正性に欠ける項目として挙げた、A. E. L に注目した。I はヒアリング不明のため除く)。この 3 事例は全てヒアリングの実施を非公開で行っていた。また、非公開のヒアリングを行った 4 事例のうち 3 事例は行政職員のみでの委員会構成をしていた。

表 1: 事例ごとの委員会構成及び審査の公表について

	行政	有識者	オブザーバー	配点	評価点	ヒアリング(住民参加)	委員長
A(岡山)	7	0	8	公表	公表	非公開(なし)	総務局長
B(岡山)	3	4		公表	非公表	なし	委員長不明
C(岡山)	5	2		公表	公表	公開(なし)	岡山県立大学名誉教授
D(岡山)	2	5		公表	公表	公開(なし)	名古屋市立大学大学院 教授
E(岡山)	5	0	2	非公表	非公表	非公開(なし)	副村長
F(広島)	2	3	1	公表(投票)	公表	公開(あり)	京都大学 教授
G(広島)	3	4		公表	公表	公開(あり)	広島工業大学 環境学部 建築デザイン学科 教授
H(大阪)	0	3		公表	公表	不明(なし)	大阪大学大学院工学研究科教授
I(福岡)	7	0	5	公表	非公表	不明(なし)	財政局 理事
J(札幌)	4	1		公表	非公表	なし	都市局 建築部長
K(兵庫)	2	4		公表	非公表	公開(不明)	神戸大学大学院教授
L(北海道)	8	0		公表	公表	非公開(なし)	副町長
M(鹿児島)	2	5		公表	非公表	公開(あり)	鹿児島大学大学院学術研究建築学専攻教授
N(北海道)	1	5		公表	非公表	公開(あり)	公立ほこだて未来大学教授
O(埼玉)	5	3		公表	非公表	公開(あり)	国土交通省 関東地方整備局 東京第一室補事務所長
P(熊本県)	1	5		公表	非公表	非公開	熊本大学教授 工学博士

## 4. 考察及び対応策の検討

### 4.1 透明性、公正性に欠ける事例とは

3.1 より「行政職員のみでの委員会構成+配点や評価点を非公表」としている A. E. I. L は透明性に欠けると考えられる。さらに、「副村長や副町長が委員長を務めている」E と L はより公正性に欠ける事例と考えられる。以上のことから、「行政のみでの委員会構成、配点や評価点が非公表、委員長が副村長」となっている E は透明性、公正性をもっとも欠けていた事例と言える。次に 3.2 より「行政のみでの委員会構成」をしている事例は、ヒアリングも非公開で行っており公正性、透明性に欠けていた。そのため、行政職員のみでの委員会構成をして、公正性に欠けていた事例は、様々な面で透明性に欠けていた。

### 4.2 公正性、透明性を向上させるためには

4.1 より、公正性に欠ける委員会構成をしている自治体はそのほかの自治体より公正性、透明性に配慮しない選考を行った可能性があると考えられる。したがって、公正性を向上させることで公正性と透明性の両方を向上させることができるのではないかと考えた。そのため、4.2 ではその方法の一例を提案する。

#### 4.2.1 委員会構成

委員会構成は、行政、有識者の両方が 2 名以上の構成とするのが良いと考える。なぜなら、行政、有識者

の片方が1名または0名の場合は、行政と有識者の力のバランスが崩れる可能性があり、公正な審査ができない恐れがあるからだ。

実際に図1を行政、有識者ともに2名以上のグループとそうでないグループを比較すると、前者はすべての事例(ヒアリング未実施を除く)で公開ヒアリングを行っていたが、後者はヒアリング未実施と不明を除く4事例のうち3事例は未公開ヒアリングを行っており、透明性に欠けていた。以上のことから、行政、有識者ともに2名以上とする委員会構成をすることで、公正性を向上させることができる上に、透明性も向上させることができると考える。また、有識者の数を全体の半数以上とすることで、有識者の意見も通りやすくなり、行政と有識者の力のバランスが保たれやすくなると考える。しかし、有識者が参加企業とのつながりが強いと公正性に欠けてしまう恐れがある。そこで有識者には大学教授が就くのが適切であると考え。

以上のことを踏まえると、委員会構成は行政、有識者(大学教授)ともに2名以上とし、有識者の割合を半数以上とするのが良い。

#### 4.2.2 委員会の委員長

委員会の委員長は大学教授とし、特に県外の大学教授にするのが良いと考える。今回調査したA~Pの事例の中で副町長や副村長を委員長とする事例が2例あった。しかし、副町長などが委員会に所属することで行政職員内でのパワーバランスが崩れる恐れがあると考える。委員長として委員会に所属するとさらに崩れる恐れがある。実際に土木工学・建築学委員会は学術会議で「選定委員会の委員長は、従来年齢や組織の長の経験の有無などで決められることが多く、良い結果が生まれない場合も多い。公共施設の設計者選定委員会委員長は、総合的デザインの判断を行える専門家がこれに当たる必要がある。」と報告されている。このことから、専門家の中でも特に大学教授が委員長に就くことで公正性を向上させることができると考える。大学教授は研究者という立場と教育者という立場から参加者の専門性の高い提案への理解と、その提案を行政職員に的確に説明することができるから。さらに、副町長などは委員会に含めないことと、当該県外の大学教授とすることでより公正な選定を可能にすると考え。

#### 5. 結論

公共建築の設計者選定のプロポーザル方式における透明性・公正性について検討した結果、以下の結論を得た。

(1)公正性に欠ける委員会構成をした事例は、透明性

にも欠けていた。

(2)委員会は行政、有識者(大学教授)とも2人以上とし、さらに有識者を委員会全体の半数以上とするのが良い。

(3)委員長は当該県外の大学教授とするのが良い。また、副町長や副村長は委員会に含めない。

#### 6. 参考文献

(1)まちづくり教科書4 公共建築の設計者選定

(2)国土交通省大臣官房官庁営繕部 プロポーザルを始めよう 一質の高い建築設計の実現を目指して-

(3)国土交通省 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン

(4)椎名 映夫：設計者選定住民参加型設計提案競技におけるプロセス公開の方法論-群馬県における事例を中心として 建築学会計画系論文集 第589号, 145-152, 2005年3月

(5)尾辻 自然、小沢 丈夫、角 哲：札幌市建築部主催の公共建築設計者選定プロポーザル方式における参加者の提案方法と意見にみる成果と課題 建築学会計画系論文集 第80巻 第717号 2681-2689 2015年11月

(6)知的生産者選定に関する公共調達の創造性喚起 本学術会議 土木工学・建築学委員会 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会 平成26年(2014年)9月30日